

令和4年第2回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

報告事項

1 国民健康保険の実施状況について

(1) 令和3年度国民健康保険会計の状況

① 保険給付費の状況

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (見込)	令和3年度 /令和2年度
保険給付費	15,540,528	14,979,039	15,496,930	103.5%
一般被保険者分	15,523,730	14,978,981	15,496,930	103.5%
療養給付費	13,429,298	12,933,269	13,389,390	103.5%
療養費	98,611	83,555	80,930	96.9%
審査支払手数料	49,043	47,819	49,110	102.7%
出産育児一時金	85,189	73,348	82,020	111.8%
葬祭費	15,150	17,900	15,550	86.9%
高額療養費	1,844,545	1,820,561	1,877,880	103.1%
高額介護合算療養費	1,894	1,573	1,450	92.2%
移送費	-	-	-	-
傷病手当金	-	956	600	62.8%
退職被保険者等分	16,798	58	-	-
療養給付費	12,914	50	-	-
療養費	278	7	-	-
高額療養費	3,460	-	-	-
高額介護合算療養費	146	1	-	-
移送費	-	-	-	-

② 国保税の収納状況(現年度分)

(単位:千円)

年度/月	令和2年度			令和3年度(見込)		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
7	5,637,088	876,637	15.55%	5,420,283	623,273	11.50%
8	5,609,893	1,727,864	30.80%	5,409,451	1,730,319	31.99%
9	5,615,017	2,207,910	39.32%	5,420,226	2,216,487	40.89%
10	5,616,785	2,681,280	47.74%	5,430,470	2,640,798	48.63%
11	5,615,274	3,156,908	56.22%	5,422,565	3,106,896	57.30%
12	5,611,791	3,836,313	68.36%	5,415,614	3,753,860	69.32%
1	5,622,517	4,096,484	72.86%	5,427,751	4,037,814	74.39%
決算 (見込)	5,574,320	5,045,614	90.52%	5,381,200	4,950,500	92.00%

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る減免等の状況

① 国民健康保険税

《内容》

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な損失を受けた被保険者等に係る令和3年度分の保険税(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期に係る保険税)の税額を減免

《主な要件》

- ・生計維持者が死亡, 又は重篤な傷病を負った場合
- ・生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ, かつ該当要件をみたす場合

《主な減免の内容》

- ・生計維持者が死亡, 又は重篤な傷病を負った場合
⇒ 減免割合: 全部
- ・事業収入等の減少事由が, 事業等の廃止又は失業によるもの
⇒ 減免割合: 全部
- ・事業収入等の減少事由が, 事業等の廃止又は失業によるもの以外
⇒ 減免割合: 前年の合計所得金額等の額に応じて, 保険税の2/10 ~ 全部

○減免件数等

(令和4年1月末現在)

年度	件数	減免額(円)
令和3年度分	144	22,141,400

② 傷病手当金

《内容》

- ・新型コロナウイルス感染症にり患した, 又は発熱等の症状があり感染症のり患が疑われる給与等の支払を受けている被保険者が, 療養のため労務に服することができない期間に係る給与の3分の2を支給

《対象期間》

- ・令和2年1月1日から令和4年3月31日の間にり患した, 又は発熱等の症状があり感染症のり患が疑われるため労務に服することができない期間

○支給件数等

(令和4年1月末現在)

件数	支給額(円)
11	403,913

(3) 令和3年度特定健診等の実施状況

○令和3年度の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策

- ・ 集団健診は、少人数完全予約制とし予約者には事前に尿検査容器を送付し、会場内での密を避けた。
健診当日は、会場での検温、マスク着用、手指消毒、機材の消毒、つい立てを使用した。予約体制の整備として、ウェブまたはコールセンターでの予約受付とした。
- ・ 例年通り6月15日から健診を開始したが、令和4年1月19日に、茨城県が国へまん延防止等重点措置適用の要請をしたことを受け、集団健診は1月25日で終了した。医療機関健診は2月末まで実施とした。
- ・ 予約者へは、電話やはがき、メール、市ホームページでの周知をした。

○特定健診の実施状況

【実績】

特定健診の受診率の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
各年度1月末時点	18.0%	17.5%	19.3%	11.1%	13.4%
確定値	26.9%	28.7%	29.4%	19.9%	未確定

※令和3年度は令和4年10月に確定する予定

【周知】

- ・ 広報みとに健診について掲載し周知を図った。また、来庁者に健診の意識づけをするため、本庁舎モニターで受診を呼びかけた。(9月：特定健診受診促進月間)
- ・ 水戸商工会議所等に特定健診のポスターやチラシを配布し、周知を図った。

【受診券の送付】

- ・ 6月：40歳以上の国保被保険者に受診券を一斉送付(30,338件)
- ・ 7月から1月：年度途中の国保加入者に受診券を送付(2,224件)
- ・ 今年度40歳になる被保険者の自己負担を無料とした。(令和2年度から)

集団健診の受診状況(令和2年度については9月7日～1月10日までの実施)

(令和3年度については6月28日～1月25日までの実施)

	40歳 対象者数	40歳 受診者数	40歳 受診率	国保受診者数 40歳～74歳	健診 日数	国保受診者に占 める40歳の割合
平成30年度	495	58	11.7%	9,842	79	0.59%
令和元年度	557	54	9.7%	6,839	79	0.79%
令和2年度	538	49	9.1%	3,016	47	1.62%
令和3年度	591	63	10.7%	3,798	52	1.65%

※令和2年度に40歳の無料対象者で未受診の場合は、令和3年度も無料対象とした。

【受診勧奨】

- ・未受診者受診勧奨

AIを活用し、未受診者の特性に合わせた受診勧奨の通知を送付(10,500件) (新規)

- ・治療中の対象者への受診勧奨について特定健診実施医療機関に依頼を行った。市内薬局に特定健診のポスター掲示等について協力を依頼した。
- ・保健師による未受診者の戸別訪問

【情報提供】

- ・前年度の事業者健診等受診結果の提供者に、働きかけを行った。(54件)
- ・特定健診実施医療機関に、情報提供依頼の通知をした。
- ・レセプト情報から、糖尿病等で通院中であり特定健診未受診の者に、情報提供依頼の通知をした。(1,504件) (新規)
- ・水戸商工会議所及び水戸市勤労者福祉サービスセンターの会報誌や広報みとに、情報提供依頼の記事を掲載した。

○その他の保健事業

① 健診異常値放置者への受診勧奨

- ・特定健診とレセプト情報のデータ分析結果をもとに、健診結果が要精密となっているにもかかわらず医療機関受診のない者に対し、医療機関受診勧奨の案内を送付した。(369件)

② 糖尿病性腎症重症化予防事業

- ・特定健診の結果、HbA1c 高値者に対し、通知や訪問・電話による受診勧奨をした。(実185件、延253件)

③ 生活習慣病治療中断者受診勧奨事業

- ・レセプト情報をもとに、脳梗塞治療中断者と思われる者に医療機関受診勧奨の案内を送付した。(12件) (新規)

④ 受診行動適正化指導事業

- ・保健師による訪問指導を実施した。(重複23件、頻回1件)

対象者：1か月あたり同診療科目2か所以上の者

1か月あたり受診回数が15回以上の者

2 その他

(1) 課税限度額の改正

① 改正の概要

令和3年12月に、「令和4年度税制改正の大綱」がまとめられ、国民健康保険税の課税限度額のうち、医療分（基礎課税分）、後期高齢者支援金分が引き上げられる。

区 分	現行限度額	改正後限度額
医療分（基礎課税分）	630,000円	650,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	200,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円
合 計	990,000円	1,020,000円

② 今後の対応

今後、通常国会での地方税法改正法案の成立及び地方税法施行令の改正政令の公布（令和4年3月下旬）に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関係規定を改正する。

【改正による限度額超過世帯数及び限度超過額】

区 分		限度額改正後試算
医療分（基礎課税分）	超過世帯数	514 世帯
	超過額	352,855 千円
後期高齢者支援金分	超過世帯数	996 世帯
	超過額	212,241 千円
介護納付金分	超過世帯数	318 世帯
	超過額	50,668 千円
限度超過額合計		615,764 千円

※令和4年度改正税率（2方式）による試算

③ 施行期日（予定）

令和4年4月1日

(2) 東日本大震災による被災者に対する国保税及び一部負担金の免除措置の延長

① 改正の概要

東日本大震災による被災者に対する国保税及び一部負担金の免除措置については、比較的軽度の被災地域においては所得制限を設け、令和4年度においても国による財政支援が延長される予定である。

② 今後の対応

水戸市における令和3年度の国保税減免対象は17件、一部負担金等の免除対象は23人（令和4年1月末現在）であり、現在減免該当となっている被保険者については、令和4年度も引き続き全額免除の対象となる見込みである（ただし令和3年分の所得が「上位所得層」となった場合を除く）。

今後、国の関係通知に基づき市の関係条例等を改正する。

③ 施行期日（予定）

一部負担金免除	令和4年3月1日
国保税減免	令和4年4月1日